

1 宅地建物取引士証交付申請（新規申請または県外で法定講習を受けた方）

宅地建物取引士登録を済ませた都道府県でのみ取引士証交付申請ができます。

提出先：（公社）山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL：055-243-4300	
提出書類	
宅地建物取引士証交付申請書	1部（様式第七号の二の二）
顔写真	2枚 縦3cm×横2.4cm 顔2cm程度 6ヶ月以内に撮影したカラー、無帽、正面、上半身、無背景を申請書正本に1枚貼付、1枚添付 ポラロイド写真や劣化の可能性があるものは不可
山梨県収入証紙	4,500円（宅建協会でも販売しています）
法定講習会受講終了証明書	宅建試験合格後1年以内に申請する方は不要
取引士登録完了通知（ハガキ） または 取引士証（旧主任者証）	取引士登録完了通知は、新規申請の場合のみ 取引士証（旧主任者証）は、持っている方のみ

住所や本籍等、登録内容に変更があった場合には、この申請前に「変更登録申請書」を山梨県県土整備部建築住宅課に提出することが必要です。

取引士証交付申請から交付まで10～20日程度かかります。

宅地建物取引士証の有効期間は5年間です。

取引士証の更新には、法定講習の受講が必要です。

2 取引士証の更新と法定講習について

【法定講習の受講が必要な場合】	
<ul style="list-style-type: none"> ・試験合格発表日から1年以上経過した方が取引士証を新規交付申請する場合 ・取引士証を更新する場合 ・取引士証の有効期間が満了後、期間を開けて再度、取引士証を新規交付申請する場合 	
山梨県内で 法定講習受講	法定講習会は年3回開催されます。 （公社）山梨県宅地建物取引業協会に法定講習と取引士証交付申請を同時に申し込み、法定講習終了後に新しい取引士証が交付されます。 法定講習会の申込期間等詳細については、（公社）山梨県宅地建物取引業協会にお問い合わせください。
山梨県外で 法定講習受講	新しい取引士証は、法定講習会当日に交付されませんのでご注意ください 県内で法定講習会の受講が出来なかった場合、居住地で受講することもできます。受講を希望する場合、県建築住宅課を通じて申し込みますので建築住宅課に申し出てください。 他都道府県で法定講習会を受講した場合、受講終了後に受講元より「講習受講証明書（又はそれに類する証明）」が発行されますので、これを添えて（公社）山梨県宅地建物取引業協会に取引士証交付申請をしてください。

問い合わせ先

山梨県県土整備部建築住宅課企画担当 TEL 055-223-1730

（公社）山梨県宅地建物取引業協会 TEL 055-243-4300